

〔資料6〕 制度改善事業関係資料

クリアリング機能の強化に関する会員意見

【清算参加者代表者説明会での意見概要】

- ・業界がこれだけ縮小している中で清算手数料を6円に引き上げるということだが、業界がもっと縮小したら清算手数料をもっと引き上げるのか。J C C Hの財務内容が厳しいことはわかるが、我々も厳しい。手数料引上げとJ C C Hのコストダウンを並行して考えるべき。証券横並びというのが、証券や海外は大企業が多いが、我々は中小企業の集まり。だから向こうでは違約が生じないが、商品業界では違約が生じるのは当然の帰結。あまりにも証券中心に考えすぎであり、われわれのマーケットに見合った改革をすべき。違約が生じたから財務内容をさらに強化するのでは（流動性の更なる低下につながり）本末転倒（で、合理的な改善策とはいえない）。資産要件も、他社清算 200 億円は証券業なら大手がいるが、商品業界では外資企業だけしかおらず、非清算参加者がつなげない。我々の業界に合った形にすべきで、一気に変えたら業界がなくなってしまう。まず J C C Hのコストダウンを考えるべき。

クリアリング制度の改革は仕方ないが、脆弱な財務体質の改善は将来に向けて考えるべきで、一気にやったら業界が持たない。
- ・クリアリング強化の必要性は理解するが、問題は時期とやり方。業界が縮小しているときに喫緊にこれだけコストをかけて強大なクリアリングハウスを作る必要が果たしてあるのか疑問。クリアリングハウスを立派にしてもプレーヤーがいなくなってしまう。十分な経過措置を考えるべき。赤字の業界に多大な負担をさせ、税金を払ってまで強化するというに理解が得られるか。増資等コストのかからない選択肢を考えるべき。
- ・制度改革に反対しているわけではない。その前にまず先物制度自体の問題は何かを考える必要がある。ヘッジ玉や海外玉が入ってこないのはクリアリング制度の問題ではない。必要なのは流動性のあるマーケットを作ることだ。クリアリング制度の改革は我々の状況をみて段階的に進めて、我々の業界に合った制度を作るべき。
- ・大事なことは流動性の確保である。当社も海外受託を努力しているが、国内市場に入っていないのはクリアリング制度だけが理由ではない。今は I S V 主流で1円単位のコストが問題となる。東工取ではプロップハウスによる流動性提供を促進しているが、6円の手数料は流動性に悪影響となる。清算手数料を安易に引き上げると取引コストが上がり利益が消えてしまうので、自己ディーリングビジネスは成り立たなくなる。
- ・今の状況は官製不況。改革の趣旨はわかるが、進め方等は非常に荒っぽい。財務基盤の強化のため一挙に改革するとしているが、流動性をどう担保するのか。理念だけが先行している最中にあるが、今日の説明では、このまま市場が縮小したら、さらにコスト増になるという将来しか感じられない。今の足元の現実から離れたところで「こうあるべき」といわれても、マーケットがなくなってしまうたら終わり。その時は誰が責任を持つのか。

証券業界は手数料をかけて大手を育成し資本を充実させてきた。我々は、負担増、リスクが先行し、疲弊した状態にある。その中で目指す市場ができるのか。現実の市場を支えている今のプレーヤーはいらない、新規参入だけでいいというのならそれでいいが、今の状況からスタートするのなら、もう少し現実的な進め方をすべきだ。

- ・資格要件（純資産額要件）は、なぜ市場別から一律になったか。諸外国の実態を見ると取引所ごとの運転資金をどれだけ有しているかが重視されているのに、日本だけ全市場横断的な要件にした理由がわからない。流動性のない市場の資格は要らないのに、その分も要件と見るのはおかしい。20 億円未満の非清算参加者 5 社から清算を引き受けるのに 50 億円では脆弱さは変わらないのではないか。
- ・これまでクリアリングハウスの機能と存在がどこまで認知されていたかは疑問。取引所取引はもちろん、今は O T C さえクリアリング制度が必要という考え方が出てきている。ただ、単にクリアリングハウスがあったから活性化するというのではない。取引所とクリアリングハウスが一体で啓蒙することが大事。クリアリングハウスが脆弱な中で金融機関や大口の市場参加は望めない。

今後のあるべき姿を考えたとき、業務運営費は年間6億円で間に合うのか。あとでコストアップになる可能性を考慮に入れて、もっと慎重に計画を考えるべき。人件費、リスク管理、システム構築を考えると、リスク増につれてコスト増になる。これらの費用を賄えるのか。

今後、清算参加者から離脱して取次ぎや非清算受託会員等へ移行する社が出てくるが、そのときに非清算参加者が安心して取引できる環境が必要。取次ぎと I B が同一に語られている実態は全く違うものであり、その点を整理した上での議論も必要だ。

また、他社清算を引き受ける側には 50 億円、100 億円等の財務要件が課されるのに、（清算取引を委託する）非清算参加者や海外業者には要件がないということは矛盾している。欧米の大口業者から清算取次ぎを受託する際に、清算取次者の取引規模を全く考慮しない一律の財務要件だと、一旦違約が生じたときの損害額は莫大なものになる可能性がある。特に発展途上国のオムニバス業者からの清算取次ぎ等はずっとリスクが大きくなるのではないか。その辺の検討もお願いしたい。

今までは制度が整備されていないことでデフォルトが起きた。今後、市場のルール、制度を変えないとデフォルトは避けられない。

金利収入を違約財源に充てる前に考えるべきは、証拠金は委託者から預かった金であり、委託者の信用リスクは受託業者が取っているということ。デフォルト時の第1位のリスクは受託業者が持つべきで、受託業務リスクを伴う証拠金の金利は受託業者に戻すべき。そのうえで、より広い視野で資本増強を求め、戻した金利で増資を求め、株主に清算参加者になってもらえばよい。

トランスファーがこれまで能動的に行われていれば、4 件のデフォルトは起きなかっただろう。今後は、ギブアップも含めて、能動的に活用することが不可欠である。

- ・主務省の研究会では様々な意見があるが、今日、説明されたことは決定事項ではない。クリアリングの機能強化とは、要はカウンターパーティリスクを遮断するために何をやる

かということ。研究会ではIOSCO勧告を目指しているが、これまで市場ごととしていた財務要件をいきなり合算する必要があるのか。今後、次期システム導入等の多大なコスト負担を強いられる中で、いきなり20億円とするのは合理的ではない。2010年11月のシステム統合の後、2011年3月に延ばすべきだ。

大証は維持要件を5億円としている。証券より高い基準にする必要はない。

カウンターパーティリスクを遮断するための財源確保は、税金を払ってまでやる必要があるのか。2月28日の研究会議事要旨を読むと決済不履行積立金だけでカバーするのでないとしている。要は、益方がもらえないことがないようにするということで、資本金や清算預託金でカバーすればよい。10億円の利息は我々のカネ、客のカネだ。我々の手に取り戻して、バランスシートを痛めることを少なくしてJCCCHに出資する。

なぜ、個別の清算参加者や金融機関が株主になることはだめなのか。クリアリングハウスから監査・監督を受けるから利益相反関係にあるという理由だが、個々の清算参加者の財務は我々の方がセンシティブだ。コスト軽減のためにも我々が株主になったほうが効果的である。

【本会あてにメール等で提出された意見】

1. 清算手数料について

・主務省が目指す市場のプロ化は、取引の主体を対面取引からインターネット取引やISV取引へ移行させることを意味します。こうした取引は厳しい価格競争に晒されており、清算手数料の5円の増額は非常に厳しいと言わざるを得ません。

今後、出来高の減少が進むようであれば、清算手数料だけでなく取引所定率会費や団体定率会費の単価も増額せざるを得なくなることが想定されます。そうなった場合には委託者に応分の負担（コストの転嫁）を求めるしか方法がなく、包括的な委託手数料から「取引コスト（清算手数料等）」と「委託手数料」を分離して徴収する方法へ変更することを並行して進めなければ、取引員経営は早晚行き詰るものと思われま

す。

また、半公的会社である清算機構としては考えにくいことかもしれませんが、商いをすればするほど費用が嵩む方式では取引拡大に対するインセンティブが働かないため、各取引員の年間一定枚数以上の取引については清算手数料を半額にする等の取引拡大策を導入することは考えられないでしょうか。

・現在の厳しい経営環境のもと、収益を確保することすらままならない状況で清算手数料を段階的に引き上げることは、経営そのものに多大な影響を与えることとなります。実施時期等の猶予をご検討下さい。

・懸命の営業努力にもかかわらず大半の会員が事業の採算性を維持できずにいる現状で、急激な清算手数料の引上げは再考して頂きたい。

・清算手数料の単価引上げに関しては、同時に取引所の定率会費と併せて検討し、取引

所の定率会費の値下げ分の増加程度に収めて頂きたい。例えば、取引所が定率会費を5円下げ、JCCCHが5円上げることで取引所運営ができないのでしょうか。

または、清算会員でいる上で定率会費又は会員預託金が必要ではないでしょうか。取引数量に依存しすぎているような気がします。

2. 違約処理財源（決済不履行積立金）の充実について

・本来、預託金に対する利息は取引員へ返還されるべきものであるが、これを返還して同額を取引員からJCCCHに出資するという案については、制度的に返還されることになれば海外顧客からは利息の返還を求められることになり、取引員にとっては二重の支出となることも考えられます。また、出資案を取り入れれば取引量に応じて株式が割り当てられることになり、取引員に平等であるべきJCCCHの意思決定に対する影響力に格差が生じる危険があります。

したがって、考えられる方法としては次の2つがあります。

①利息は返還し、出資は別途清算会員で平等に引き受ける。

②利息部分で違約財源を積み立てるが、積立金は無税の積立てができるよう税務上の手当てを行う。

・手数料を6円引き上げて、年間6億円の決済不履行積立金を増強する改善策については、法人税4億円を納付する（手数料を引き上げない）ことなく、増資等により財源が確保できないか再検討してほしい。

・違約対策財源として、決済不履行積立金の蓄積を有税で行う方法を避けるよう検討頂きたい。清算機構に預託した取引証拠金に係る受取利息収入は清算参加者へ分配すべき。その上で同額を会員からの出資として清算機構へ拠出する等、実質的な財務強化を図る方法があるものと考えます。

・株主構成等について、金融機関等による出資も考慮するべきではないでしょうか。

3. 清算参加者の資格要件について

・会員の取引高が大幅に減少し経営状況が厳しいこの時期に、純資産額要件を20億円まで引き上げれば、会員数の減少により取引高が更に減少し、取引所の存在意義が問われる結果となるのではないかと。資格要件の緩和（引下げ）を要望します。

・清算参加者の違約や自主廃業などが相次ぎ、対外的に財務基盤が脆弱であると判断されても仕方ない状況であることは理解いたします。しかし、清算参加者の資格要件を大幅に変更することについて実施時期を含め議論に余地があると考えます。

09年4月に資格要件の変更が実施され、取得基準をクリアできない場合、増資、合併、清算取次、廃業しか選択の余地はなく、仮に清算取次により業務継続を選択したとしても、問題は他社清算資格を有する取引員のうち何社が他社清算を引き受けてくれるかが疑問です。清算取次による業務継続が魅力あり、また今後の可能性が抱けるようなビジネスモデルとなるような環境を整備するには余りにも時間が少ないと思います。清算参加者として金融機関の加入も絶対に必要であると考えます。

・以下のことについて設定額の基準が曖昧と思えます。

① 維持基準 純資産額 10 億円以上。

取得基準は証券市場を参考にして決めたのであれば、維持基準も証券市場と同等（東証 5 億円、国債 5 億円、大証 5 億円（注））の基準にすべきと思います。維持基準にだけ現状の純資産額基準の最大値を当てはめるのは問題です。しかも、証券市場と同等かそれ以上の「信用力を得る」ために 1 年後に取得基準と同額に引き上げるとの根拠も曖昧です。

また、全ての指定商品市場の合計が 9.7 億円だから適用したとの説明ですが、ご承知の通り現在の指定商品市場の純資産基準額が統一されて算出された額ではありません。その根拠は開示されていないし曖昧です。このような基準で決めるのは高止まりさせるための語呂あわせとしか思えません。

（注）正しくは、東証（日本証券クリアリング機構）は 3 億円、日本国債清算機関は 10 億円

② 取得基準

取得基準は日本証券クリアリング機構の「新規加入基準」を参考にして決めたものですが、この表示を「新規加入」から「取得」に変えています。証券及び保険等においても「新規加入」であって、その目的は清算業務等の経験がないので維持基準より高く決められています。

商品取引員にあつては J C C H の清算参加者としての実績があります。この取得基準は今後、新たに参加する者に課するものとし、現清算参加者は維持基準を適用すべきと思います。

③ 純資産額及び純資産規制比率について

清算資格の基準となっている純資産額及び純資産規制比率は、純資産の評価において証券会社等と大きく異なっています。このような基準の違いが存在するなかでそのまま当てはめるのは問題と思います。また、「信用力」を強調されていますが委託者とのリスクが現に存在します。純資産額、同規制比率のみで判別するのではなく総合的に判別すべきと思います。

・この問題は決済不履行にならないためにどうしたらいいか、という観点でとらえるべき。単純に 1 枚当たりの委託者からの証拠金徴収額を多くすれば、決済不履行リスクは軽減されるものと思料します。資格要件の純資産額 20 億円以上に満たない取引員であっても、証拠金徴収額が大きければリスクは軽減され決済不履行は回避することが可能です。

1 年後、純資産額が 20 億円以上に満たない社が 50% になる可能性もあり、日本国内の商品先物市場の流動性、市場規模が縮小することも推測されます。各企業の経営努力でそれらをクリアできればいいのですが、1 年後のことまで考えた上での決定が望ましい。そもそも純資産額 20 億円以上の基準が適正であるかどうかの検討も必要と思料します。単純に証券業界に倣うのは安易に過ぎると思います。

・維持基準を現在クリアしている会員が、制度施行のときに取得基準を満たさないからといってそこで切り捨てるのでは困ります。取次ぎへの変更、増資等を考えるにし

ても時間的な猶予が必要です。平成 21 年 4 月から施行するとしても、最初は維持基準を満たした会員（資本金 3 億円以上、純資産額 10 億円以上、純資産規制比率 140% 以上）が清算会員であるべきではないでしょうか。取得基準に維持基準を一致させる平成 22 年度であれば、2 年弱あります。そこまで各社に判断させるよう時間的余裕を与える方が現実的ではないでしょうか。

・現在の会計基準の上で、資本金に対する価値はないと思われま。資本金を 5 千万円以上にすることで税務的な効果が得られると思われま。（資本金 1 億円の場合、外形標準課税が免除されます。）

・取得基準は包括的に 20 億円以上とするのではなく、市場ごとの清算資格基準にしてはどうか。全ての市場の清算会員と一部の市場の清算会員とでは、リスク相当額はかなりの違いがあると思われま。

また、純資産額規制比率の基準を 200% から大幅に引き上げることで、純資産額に見合った取引を行うこととなりリスクは緩和されると思われま。

破綻（違約発生）した清算参加者の純資産額の事例が説明されましたが、純資産額があればそういった結果にならなかったといえるのでしょうか。株式会社の理念は、利益を追求することです。結果として利益がでず、決済できないのではなく、しなかった結果ではないでしょうか。

・提示された財務要件は、当社の現状では基準を満たすことは難しいと思われま。当社と同様、他社においても基準を満たせない社が多数存在すると思われま。

現在の市場流動性が低減し、かつ活性化が失われているところに、基準を満たせなくて廃業等を選択する会社が多発した場合、さらに市場流動性が悪化するという悪循環を招くこととなり、業界全体の発展を妨げる要因となり得ると思われまので、各社の財務内容に沿った要件の設定を希望しま。

・市場会員の財務要件及び適用時期について、以下の理由により緩和すべきである。理由

① 市場のゆがみを取り、そして流動性をもたらすプロップハウスは市場に存在すべきであり、また、日本の商品市場活性化とともに「アマ投機市場」から「プロ投機市場」への構造変換を望むのであれば、プロのリスクテイカーであるプロップハウスの市場参入機会を狭めるべきではない。財務要件が引き上げられれば、何社かのプロップハウスが市場を脱離し、市場全体にとって悪影響を及ぼすと予想される。

② 他社清算システムが確立されていない現状では、グループ会社でもない限り他社の清算を引き受ける会社はない。他社清算システムの確立がないまま、クリアリングについて大幅な改正を行うべきではない。

③ プロップハウスは自己の資産のみによって取引を行なうことから、受託会員とは市場に与えるリスクは根本的に異なっている。

④ 一部の不正ディーラーによる事件が市場に悪影響を与えてきたことは良く理解している。従って、当社においてもディーラーの取引についてリスクの小さい取引ルールと非常に厳格な管理を行っている。J C C H においても自己資本規制比率につい

ては厳しく管理すべきである。しかしながら、資本金及び純資産額についての重要性は比較的高くないと思われる。資本金 3 億円、純資産 20 億円については一定の考慮があるべきではないか。

4. 清算参加者の責任範囲について

① 他社清算の責任範囲の明確化

現在の規定では他社清算業務を行う清算会員の責任範囲は、場勘定だけではなく顧客資産全般に及ぶものと考えられる。しかし、これでは当該清算会員は制御できないリスクを抱えることになるため、他社清算を引き受けるのは子会社等に限定されてしまう。清算会員の責任範囲を場勘定に限定すべきである。

② 取次業務を受託する清算会員の責任範囲

本来、取次取引員は受託会員の一顧客として扱われるべきであるが、現行の取扱いでは、受託会員が J C C H に預託すべき金額は「取次取引員から差し入れを受けた金額」ではなく、「取次取引員が J C C H に預託すべき金額」となっています。取次取引員の全建玉が差し入れ額に対して追証状態になっている場合は、一般の顧客と同様に受託会員が立て替えることになることは当然ですが、取次取引員の個々の顧客の取引内容まで制御することは不可能であり、これを求めることは過重である。また、海外の F C M のオムニバス口座も取次業務であるが、国内の取次取引員と扱いが完全に異なることになり矛盾する。受託会員の責任範囲を「取次取引員から差し入れを受けた金額」としなければ取次を受けることができるのは子会社等に限定されることになる。

以 上

海外商品先物・オプション取引等に係る規制について

日本商品先物振興協会

本協会として、海外商品先物・オプション取引等に係る規制のあり方についての意見を、概要以下のとおり、とりまとめましたので、規制等を検討される際には、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

1. 参入規制を導入すること

海外商品先物・オプション取引に係る規制については、「登録制度」又は「許可制度」による参入規制を導入していただきたい。海外商品先物・オプション取引に係る受託業を行う者についての純資産額要件や取締役等の欠格要件等登録・許可要件を定め、商品取引所法等の規制逃れの者が参入できない制度とすることが必要である。

商品取引所法上では、商品取引員が、海外商品先物市場の仲介等受託業務を行おうとする場合は、特定兼業業務（法第 196 条 3 項）として主務大臣に届出を行うことになっており、兼業できることになっている。しかし、商品取引員は、主として、海外商品市場取引に係るトラブル等海外市場受託業者についての信頼性がないために、兼業業務とすることを躊躇しているというのが現状である。

2. 海外商品先物・オプション取引等にかかる透明性が確保されること

参入規制の導入に際しては、取引証拠金の分別管理等委託者資産保全制度の導入、自主規制機関の設立、内外の市場監視機関・規制機関相互の情報交換等により不正取引に係る監視体制の構築等により、海外商品先物・オプション取引等に係る信頼性・透明性が確保される仕組みが必要である。

(1) 委託者資産保全制度

取引証拠金等受託財産の分別保管等による委託者資産保全制度を導入する。

(2) 自主規制機関の設立

会員に係る自主規制業務（取引規律の確立と会員の制裁・処分等）、外務員登録事業、苦情相談等紛争処理事業等を行う自主規制機関の位置づけを明確化する。

(3) 市場等監視・監督体制の構築

内外の市場監視機関・規制機関等の相互の連携により不正取引等の監視・監督を行いうる体制を整備、構築する。

3. 海外商品先物取引等に対する取引ニーズに応える法整備が必要であること

国内事業者や一般投資者において海外商品市場に係る取引ニーズがあり、これに正し

く応える法整備をしていただきたい。そのことが投資者保護の目的に添うことになり市場利用者の利便性を高めることにもなる。

この 3、4 年は、コモディティ価格の変動性の高まり等により、マスコミ報道において株式相場、為替相場とともに報道される機会が多くなったこともあって、国内事業者や投資者からの取引ニーズが増大しているものと考えられる。商品取引員においても、委託者からの照会が増えている模様である。

以上

【参考】過去の経緯等

- 現行法において商品取引員は適用除外とされるべきであったが、なぜ、それを要望しなかったか。

現行の海外先物規制法は、適用除外として、証券取引法（現行は金融商品取引法）による規制を受ける証券会社、銀行法等の規制下にある金融機関等を行為規制適用除外としている。商品取引所法において主務大臣許可制度下にある商品取引員は適用除外とされていない。本来、適用除外とすべきであったが、昭和57年（1982年）当時は、国内商品取引所の商圏とその受託業者である商品取引員の国内営業権益と信用保持の観点もあったために、適用除外を要望する声は表面化することはなかった。

商品取引所法の規制からドロップ・アウトした者が、海外商品先物市場を舞台に詐欺的勧誘によりトラブルを続発させていたため、許可業者である商品取引員の立場は、いわゆる「海外ブラック業者」との差別化、「彼我の峻別」に力点が置かれ、海外規制法の施行の58年においても、海外業者との同一視回避のための自衛策、信頼性確保策が全てであった。今日においては、ヘッジ取引ニーズやネット取引参加ニーズがあるが、依然として、同一視を避けたいとの商品取引員の思いは強くある。

- 「金融ビッグバン」による証券取引法や金融先物取引法等について一連の法改正があり、平成10年（1998年）の外為法改正を契機として、内外一体の業規制が導入された。先物取引等についても内外一体の規制となった。その結果、証券会社は、法律上は、金融先物を除く海外の先物・オプション取引のほぼ全てを取り扱うことが可能となった。

平成11年4月に発足の日本商品先物振興協会（先物協会）は、平成12年（2000年）3月、証券取引法や金融先物取引法における内外一体の規制に習い、商品先物取引について内外一体の規制とすべきとの方向性を打出した（「2005年までの商品先物取引業の短中期ビジョン―振興シナリオと取組課題総括中間報告―」）。背景に、証券会社との対比において、商品取引員については、法律上、先物の取扱が国内商品に限定される結果、将来的取組における競争上の遅れへの危惧があった。

- 平成14年（2002年）7月、先物協会は、全国商品取引所連合会と連名で、証券会社の「金保証金取引」について、商品取引所法違反の疑いがあるので、商取法上の見解を明らかにするよう、主務省に要望した。商取法の規制下におくべきであるとの要請は、金市場の受託許可の商品取引員を中心に強くあった。許可制をないがしろにされたことへの問題提起でもあった。

証券会社の取引自衛により、一旦は鎮静化したが、海外市場の金価格を指標とした「金保証金取引（証拠金取引）」は、商取法では、規制できないことが明らかになった結果、

今度は、非規制（非登録・非許可）業者による「金のロンドン取引価格」を指標とする証拠金取引であったために、今日のトラブルを惹起させるに至った。社会的には、商品先物トラブルとして、商品先物イメージ悪化を増幅させる新たな要因となっている。

商取法の許可制度の下にある商品取引員について、自主規制機関を中心とした自助努力、自浄作用発揮への取組で信頼性を徐々に回復させつつあるとはいうものの、業界をドロップ・アウトした者等による証拠金取引を基本構造とする類似商品販売業者のトラブルが、商品取引員に係る社会的イメージの浮揚を妨げる大きな要因の一つとなっているのは確かであり、その規制構造の行方は、商品取引員業界の一貫とした関心事項である。

平成 20 年 8 月 11 日

経済産業省 御中
農林水産省 御中

「今後の検討事項(案)」に係る意見・要望について

日本商品先物振興協会
東京穀物商品取引所
東京工業品取引所
日本商品清算機構
日本商品委託者保護基金
日本商品先物取引協会

産業構造審議会商品取引所分科会の 7 月 25 日開催において示された「今後の検討事項(案)」について、現時点の市場の状況を踏まえて、意見・要望を提出いたします。よろしく、ご検討のほどお願い申し上げます。

基本認識について

世界の商品先物市場が近年急速に拡大し、市場間競争が激化する中で、我が国商品先物市場の出来高は減少が続いており、市場の全関係者が危機意識を共有すべき状況にある。我が国商品先物市場が、今後とも産業インフラとしての機能を発揮し、アジアの中核的市場としての地位を確保していくためには、委託者保護の視点を踏まえつつ、市場の流動性を早急に回復することが当面の最重要課題であり、市場振興・市場流動性の確保、国際競争力の強化のための総合的な対策が緊急に講じられなければならない。

このため、我が国商品先物市場の自由度の向上、商品取引所法等諸規制のグローバル・スタンダード化、委託者が自己責任に基づいて自由に取引に参加する原則の再確認とその環境整備が不可欠である。

【今後の検討課題】について

I 「透明かつ公正な価格形成機能の強化」について

1. 「相場操縦等不正取引に対する規制のあり方」について

商品市場における透明かつ公正な価格形成、それに基づく市場の信頼性の確保に向けて、相場操縦等不正取引の排除という市場管理、監視を実施しており、今後とも的確な市場運営に努めて参りたい。
(別紙 1 「市場管理・監視」参照)

2. 「取引所の自主規制機能」について

東京工業品取引所は、金融商品取引所に倣い、取引の監視等の自主規制業務について、取締役に構成される自主規制委員会を設置し、担当することとしようとしている。したがって、「自主規制委員会」の規定を明定すると同時に、現行法で規定されている「市場取引監視委員会」との関係を整理する必要がある。

3. 不正行為に対する制裁措置の導入について

市場参加者による相場操縦、作為的相場形成等の不正取引については、市場会員のみならず、委託者による場合であっても、事実が判明した場合には、課徴金等の制裁措置ができるよう検討すべきである。

II 委託者トラブルの解消について

1. 海外商品先物取引等に係る規制について

海外商品先物取引等(海外商品先物オプション取引を含む)に対する取引ニーズに応える法整備が必要である。このため、海外商品先物取引等に係る受託業を行う者について、「登録制度」又は「許可制度」による参入規制を採用するとともに、内外の市場監視機関・規制機関相互の情報交換等による不正取引に係る監視体制の構築等により、海外商品先物取引等に係る信頼性・透明性が確保される仕組みが必要である。

2. 国内商品先物取引に係る委託者保護のあり方について

日本商品先物取引協会を中心とする自主規制機能の一層の強化・拡充等図るべきである。

許可制や登録制などの参入規制のない業種と異なり、商品取引員許可制や外務員登録制を採用している法制度において、商品取引員の自己責任、結果責任が問える体制となっている。主務大臣等によるモニタリングとともに、日本商品先物取引協会等自主規制機関を中心とする自主規制機能の拡充・強化及び商品取引員の自助努力によって、苦情等の着実かつ大幅な減少を見ているところでもあり、不招請勧誘の禁止など現行以上の法規制の強化は必要ない。引き続き、自主規制機能の効果の発現を見守ることが必要である。

*平成 15 年度と 19 年度の比較

取引員数(年度末)	97 社	⇒	70 社(△27.8%)
出来高	15,579 千枚	⇒	7,107 千枚(△54.4%)
国内公設苦情相談件数	5,159 件	⇒	894 件(△82.7%)

III 市場参加者の多様化、利便性の向上について

1. プロ・アマ区分による規制について

プロ・アマの区分による行為規制のあり方について、検討すべきである。商品先物取引においては、属性によって規定されている金融商品取引法における「特定投資家」に相当する顧客に加えて、属性の如何を問わず、一定の取引経験、継続反復性等の観点からの「プロ」の定義が必要である。

商品価格の変動リスクによる影響を被る産業界の利用の促進を図る観点から、当業者等の法人については、原則としてプロとして取り扱うことが適当である。

2. 「ラップ口座による一任売買の解禁等」について

市場のプロ化の進展の中で、商品取引員における投資助言制度の導入や商品投資顧問業者の活用範囲を拡大し、パフォーマンス開示やファイアー・ウォールの設置等の一定の条件の下で、取引知識・経験のない中小事業者を含めた当業者へのヘッジ取引の利用促進や一般投資家向けの商品版ラップ口座の開設等、商品取引員における商品・サービスメニューの多様化、拡充ができるよう措置する必要がある。

- ・ 商品取引員の商品投資顧問業の兼業
- ・ 投資顧問契約の相手方となる個人の最低純資産額（3億円）の見直し
- ・ 商品投資顧問における合同運用規制の見直し
- ・ 商品投資助言制度の導入の検討（別紙2参照）

3. 「市場参加者の多様化の促進」について

市場の活性化、また、清算機構における清算受託会員の資格要件の強化に伴う既存清算受託会員の業態転換の円滑化のためにも、市場参加者、取引参加者の多様化が不可欠である。

(1) 商品仲介業者（Introducing Broker）の解禁（法第330条）

商品仲介業者は諸外国で広く認められているが、我が国においては商品取引所法により禁止されており、この制度化が必要である。

商品仲介業者については、①市場参加チャンネルの拡大、②ヘッジ商品の普及・定着化への寄与、③JCCM清算参加者資格の引き上げに対応する業態の多様化等の観点から、導入を検討すべきである。

(2) 取次における商品取引員（取次・受託）の二重規制の緩和

取次者は、法律上、「商品取引員」であり、純資産規制比率等財務要件、取引証拠金の管理等業務面で受託会員と同等のコストが必要となることから、この緩和を図るべきである。

(3) ブロップ業者（自己資金の運用のみを行う者）への会員・取引参加資格の付与（政令第3条、第6条）

諸外国の商品取引所においてブロップ業者が有力な取引者となっている状況に鑑み、例えば、DMA（Direct Market Access）やリモート・メンバーシップの導入に向け、法令面での手当てや法解釈の明確化を図ることによって、ブロップ業者等の参入の障害にならないよう条件整備が必要である。

IV「商品取引所の競争力強化」について

1. 魅力ある商品の開発・上場を可能とする措置について

(1) 弾力的かつ機動的な商品上場を可能とする制度改正（法第155条）

米国の例をみても、商品取引所の設立自体を国が認可していることから、そこでの新規商品の上場については、産業インフラとしての観点も踏まえつつ、機動的かつ迅速な上場が可能となる法制度とし、商品取引所の創意工夫が促進されるようにすべきである。

(2) 試験上場制度の円滑化（法第10条、第15条、第155条の3）

試験上場制度について、平成16法改正までは既存市場への上場商品の追加が認められていたが、平成16年法改正以降は、新たな「期限付き市場」の開設による制度に改められた。これにより、市場開設要件が課せられることとなり、機動的な新規商品の上場が困難となっている。

本来、試験上場制度は、我が国商品先物市場の国際化に向けて、円滑な商品上場を促進することを目的に規定されたものである。このため、機動的な商品上場を可能とするよう、既存市場への新規商品の追加が可能であることを明確化すべきである。

(3) 市場開設に当たっての発起人要件の緩和（法第10条、第80条、第155条の3）

機動的な新規上場を図る観点から、発起人は20名以上、かつその過半数が当業者という要件の緩和を要望する。

また、当業者の多くが会員として会員たるコストを負担して直接取引を行うよりも、委託取引を行う場合が多い。本規程のため、当業者のニーズがあっても、市場を開設できない恐れがあることから、当業者の市場開設ニーズの確認をもって、市場開設を認めるべきである。

(4) 商品取引所の許認可事項変更認可の迅速化（法第11条、第13条、第14条、第60条、第78条、第79条、第81条、第155条、第156条）

定款変更のためには会員総会、株主総会の議決が必要であり、上場商品等の追加、廃止は業務規程への規定に変更することによる手続きの簡素化、迅速化が必要である。

また、主務大臣認可事項（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程）の軽微な変更（例えば、業務規程の取引時間の変更）について、主務大臣認可事項からの除外を要望する。

(1)の制度改正までの間であっても、上場商品の追加、廃止のみならず、取引の種類、取引の決済の方法及び商品市場の開設期限についても、迅速な制度変更が可能

となるよう、業務規程等に定めることに変更する必要がある。また、併せて、これら以外についても、会社法で定められている事項など必要最低限な項目以外は、極力、業務規程に定めるよう変更する必要がある。

(5) 株式会社商品取引所の議決権の保有制限の緩和

商品取引所の証券取引所での上場が可能となるよう、議決権の保有制限（現行5%）を緩和すべきである。

取得条項、取得請求権条項、全部取得条項を発動したことにより、議決権の保有制限を超える議決権を取得した場合を一定期間議決権の保有制限の適用除外とすることを要望する。すなわち、このような場合、制限を超えることとなった日から1年以内に制限を超えている議決権を処分すればよいものとすべきである。

V「その他」について

1. 環境問題等への対応

商品取引所で排出権取引を行えるようにすべきである。

商品の定義について、法律及び政令で上場できる商品を限定列挙しているが、排出量、電力、天候、地価指数及びフレートなどの上場が可能となるよう、値動きのある市況財といったように拡大し、無体物も含まれる規定とすべきである。

商品指数の定義について、商品指数とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値と定義されているが、単品の指数も可能とすると同時に、その商品指数から商品という概念を取り除くことが適当である。

2. 農産物店頭商品先物取引の一部解禁の検討（省令第167条）

店頭商品先物取引は、平成10年法改正により、一部工業品が認められているが（省令）、農産物は認められていない。金商法の改正により、商品先物を特定資産とするETFが解禁されることとなったので、農産物OTCが認められれば、金融機関の農産物商品市場への参入促進のツールとなる可能性があり、この検討を進めるべきである。

3. 委託者保護基金制度の充実強化

委託者保護基金は、平成17年設立以来、取引員企業財務の常時監視と破たん、自廃の際の委託者債権の保全という二本柱の業務を的確に実施しており、その結果、一般委託者弁済（ペイオフ弁済）は発生せず、商品清算機構による証拠金返還と相まって委託者資産は保全されてきている。しかしながら、近時において、商品取引業界の厳しい状況を反映して、弁済案件自体は増加してきており、大型あるいは連続的な破たん事案や前例のない案件が発生する可能性はぬぐえない。今後とも委託者保護基金が関係諸機関と連携して、健全な自己責任により市場に参加した委託者の資産の保全を図っていくため、同基金の認可・非課税法人化をはじめとする委託者保護基金制度の

一層の充実強化が必要である。

（個別項目は別紙3参照）

4. 日本商品清算機構（JCCH）の機能強化

商品先物市場の信頼性を向上し、内外の市場参加者がより一層安心して取引を行うことができる環境を整備するためには、JCCHの機能強化が不可欠である。JCCHは現在、経営改革推進室を中心に、主務省研究会報告書に指摘されている広汎な諸問題の具体的な検討を進めているところであるが、当面、「決済不履行積立金」に係る税制改正が必要である。

清算参加者の破綻時において他の清算参加者に負担を強いることのないようJCCHの違約対策財源として決済不履行積立金を目標額まで早急に積立てることが喫緊の課題であるが、近時の取引の低迷状況に鑑みると、目標額への積立てが想定より遅れるおそれがある。改革の遅れを回避するためには、JCCHの決済不履行積立金の積立時における課税を繰延べるとともに、これを法定の積立金として区分経理し、取崩し要件の限定など主務大臣の監督下におく措置を講じる必要がある。

5. 商品取引員の名称変更

商品取引員は、株式会社組織以外は存在しないことから、名称を「商品取引会社」等に変更することを検討する必要がある。

以上は、現在の商品先物市場と商品取引員の状況を踏まえた意見ですが、今後の状況変化次第によっては、追加の意見、修正等があることについてご留意いただき、その際には、ご配慮のほどをよろしくお願い申し上げます。

市場管理・監視について

商品取引所は、市場取引については、行為規制、市場取引ルール、立会の常時監視等により、市場管理、監視を的確に実施している。

①行為規制、市場取引ルールの制定

ア 行為規制

- ・「仮装取引」、「なれ合い取引」、「見せ玉」取引、相場操縦、仮名・借名取引等不公正行為を、法令、定款、業務規程等により禁止。
- ・不公正取引の禁止のため会員へ周知（不公正取引の類型の例示、その場合の制裁措置の周知による注意喚起）

イ 市場取引ルール

業務規程に基づき、市場管理要綱を制定。

ア 建玉制限

過当投機の抑制、円滑な納会の遂行のための建玉制限を、委託者、取次者、外国商品取次業者「商品ファンド、会員、当業者別にきめ細かく規定。当月限に近づくと建玉限度を抑制。

これに基づき、会員の建玉を日々確認し、市場に異常の兆候がないかを監視。

更に、大口建玉報告を、会員より定期的に徴収（第1営業日、月央、納会2営業日前）。

イ 値幅制限

相場の過熱を抑制するため、商品別に過去の価格変動を勘案して、値幅制限を規定。

ウ 取引証拠金

値幅制限額に応じて定める取引本証拠金に加え、期近限月や相場の著しい変動に対応する取引臨時増証拠金、当月限の値幅制限撤廃に対応する取引定時増証拠金等の預託を規定。

②立会中、立会後の売買の常時監視

ア 立会中において、不自然な売買や不公正取引が疑われる時は、直ちに会員から事情聴取を行い、不公正取引等の排除等を実施。

イ 立会後においても、不公正取引が疑われる取引については、更なる事情聴取、監査により、不公正取引等の排除等を実施。

ウ 不公正取引が確認された場合には、定款、業務規程等に基づき、理事会決定により、会員に対する制裁（取引の制限、過怠金の徴収等）を実施。

③市場管理委員会、理事会による市場管理

商品取引所の自主的な組織である市場管理委員会が毎月市場での取引状況をチェックし、建玉制限、値幅制限、証拠金等市場取引ルールの変更等を検討。これを踏まえ、理事会において、必要となる市場取引ルールの変更等を決定。

④市場監視委員会による監視

市場における取引の公正の確保を図るため、四半期ごとに、外部有識者から成る市場監視委員会を開催。

東京工業品取引所は、ザラバシステム売買を行っているが、上記に加え、スマーツ（※）による体系的な市場監視を行っている。

※ SMARTS 社（オーストラリア）のパッケージ化された市場監視システムであるが、その ALERT（遠隔監視）の概要は、以下の通りである。

① 傾向分析に係る ALERT

各商品、各限月もしくは書く会員の過去の一定期間の取引状況の傾向と当日の取引状況を比較し、通常とは異なる取引事象を検知する。

- 1) 会員別に傾向分析し検知するもの（発注件数及び発注枚数及び取り消し枚数/取引高）
- 2) 商品・限月別に傾向分析を行い検知するもの（価格変動/出来高）

② システム運用基準に係る ALERT

システム売買運用基準に抵触する取引事象を検知する（シール上などで取り決めを行っている値（枚数など）を検知するもの）

③ その他特定事象に係る ALERT

ラップ口座による一任売買の解禁等

(1) 「商品版ラップ口座」の検討

商品投資顧問業資格を持つ商品取引員と顧客が投資の一任契約を結ぶことが想定できるが、証券と同様、商品取引員が商品投資顧問業を兼務できるようにすべきである。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律第25条、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令(以下「許可・監督省令」という。)第5条第2号)

また、商品投資顧問契約に係る資産の合同運用の禁止(許可・監督省令第5条第1号)及び商品投資顧問契約の相手方となる個人の最低純資産額(3億円。許可・監督省令第5条第3号ロ)の緩和・撤廃が必要である。

(2) 商品投資助言制度の導入の検討(法第213条の2の1項3号)

優良な外務員を活用して、顧客との間で締結した商品投資助言契約に基づく助言制度の導入が考えられる。この円滑な導入を図るため、商品投資助言業務に係る広告規制のあり方を検討すべきである。

委託者保護基金関係詳細説明

1. 委託者保護基金の認可・非課税法人化の実現

委託者資産の保全という極めて公益性の高い業務を今後とも円滑に遂行していくためには、証券業界等他の類似機関と同様に、当基金の認可・非課税法人化がぜひとも必要と考える。この点については以前からの懸案事項であり、今般の法律改正を期としてその実現を図ることが必要である。

2. 海外委託者に係る基金制度の適用限定

国内商品取引に参加する海外からの委託者の資産保全に関して、現行商品取引所法ではその取扱いが証券取引に関する法律の内容と同様になっておらず、国内の本支店・営業所の委託者に限るとの限定が行われていない。このままでは委託者債権の認定や弁済支払いについて問題が生じる恐れがある。このため、法改正の機会を捉えて、証券取引におけると同様に、国内の商品取引に対する海外の委託者に係る基金制度の適用につき限定を設けるべきである。

3. 取次取引員をめぐる諸問題への対応

基金のみに関わる問題ではないが、昨今の業界情勢や明年に予定される清算会員資格の見直し等により、今後取次取引員が趨勢的に増加することが予想される。他方で、法律はもとより受託契約準則等の諸ルールにおいてその位置づけは必ずしも明らかとなっていない。たとえば破たん等の処理についても法律制度や準則等の明確なルールが存在しないため暫定的な対応に終始しているのが実情である。清算会員資格の見直しも近々予定されており、取次取引員に関する位置づけや手続きを整備することは、業界全体のリスク管理の観点からも急務である。

4. 紛議債権問題への対応

委託者資産の保全については、前述のとおり万全を期しているが、他方において紛議債権問題については、企業の破たんとともに当該企業の損害賠償責任や責任準備金の扱い等が宙に浮く状態になっている。損害賠償債権は「委託者資産」ではないという最高裁判決は出されたが、特に企業破たん後の、商品取引事故に係る委託者の損害補償の在り方について、法律の枠組みを含めて検討すべきである。

潮流の変化と協会の取組について

日本商品先物振興協会

平成 20 年 11 月 21 日
第 65 回理事会決定

日本の商品先物市場は、世界的な潮流の下、日本の金融資本市場の競争力強化の潮流の中に組み込まれ、日本の産業競争力強化にとって不可欠な存在として、その位置づけについて再認識と再確認が求められている。

現在、日本の商品先物市場は、市場としての利便性において最も重要な要素である流動性について、危機的な状況にある。市場の流動性の指標となる出来高、取組高についてみると、本年 9 月は 03 年 9 月対比で、出来高では 70%の減少となっており、取組高では 03 年同月対比 80%の減少（個別の商品においては、ガソリンは売買単位が 1/2 になったにもかかわらず 90%減少、とうもろこしは 70%減少）となっている。上場商品によっては、市場の消失を懸念しなければならないという未曾有の危機にある。

昨今の原材料価格の急激な乱高下の中で、日本の商品先物市場が当業者に活用されていれば、価格変動リスクをヘッジ(保険)する手段として、産業・経済インフラとしての評価を高めることができる環境にあったと考えられる。しかしながら、当業者等事業者の利用は低迷し、はかばかしい進展をみせていない。また、一般委託者との間のトラブルが惹起する商品先物取引についての積年のマイナスのイメージが、公正な価格形成機能、ヘッジ機能、先行価格指標提供機能等の商品先物市場が本来的に有する機能についてのプラスの評価を覆い隠すとともに、健全な一般委託者の市場参加の妨げともなっているという状況にある。

世界の商品先物市場において、取引所の統合が進展して競争が激化しているもとにおいて、日本の商品先物市場においては競争力強化、さら

には生き残りをかけ、信頼性と利便性を高めるために、当業者、ファンド等の事業者、さらには判断力ある投資家による市場参加を促進すること(市場のプロ化)が重要な課題となっている。

この時にあたり、商品先物業界としては、日本の商品先物市場について産業・経済インフラとしての位置づけをより確かなものとし、産業界・経済界からわが国産業競争力の強化に不可欠な存在との認識を得るとともに、その市場の担い手として高く評価される業界を目指していくことが求められている。このことを確認し、今後の日本商品先物振興協会(先物協会)協会員の行動規範としていくこととする。

このため、先物協会において、以下のことに早急に取り組むこととする。

1. 「見直そう商品先物市場」キャンペーンの推進

商品先物市場の経済・産業インフラとしての位置づけと市場参加の担い手である商品取引業界の目指す方向についてアピールし、市場改革に取り組む業界についての理解の輪を広げる運動を展開する。

目指す方向に反する情報提供があれば、これを、更なる改革に向けた取組みに活かす。

目指す方向としては、次のとおり。

- (1) 私たちは貢献します。(私たちはお役に立ちたいと考えています)
例：公正な価格形成、価格変動による損失リスクに対するヘッジ手段の提供、先行価格指標の提供等を通じて産業インフラとしてお役に立ちます。
- (2) 私たちは目指します。
例：商品先物取引業の信頼性の向上を目指します。
委託者トラブルのゼロ化を目指します。(トラブル相談窓口の告知)
- (3) 私たちは努めます。
例：お客様満足度を高め、コンプライアンスを徹底します。
営業現場におけるお客様のニーズに応えるため、スキルを磨

きます。

専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。

2. 会員代表者懇談会の開催と協会取組方針の確認

先物協会会員の代表者による懇談会を開催し、委託者トラブルに起因するマイナス・イメージが当業者の利用の促進、市場のプロ化の推進、市場流動性の拡大を図る上での障害となっていること、すなわち、委託者トラブルのゼロ化が不可欠であること、を確認し、悪質営業については、自主規制団体である日本商品先物取引協会(日商協)と連携して断固として排除していくことを確認する。

- ① 苦情多発等を契機とする、日商協による、日商協会員の代表者に対する注意・勧告と社名公表等の方針の支持
- ② 日商協相談窓口(「相談センター」)についての、先物協会会員ホームページへの掲載
- ③ 委託者フレンドリーな情報開示のあり方のポイントについての、先物協会ホームページへの掲載

3. 構造改革等推進委員会の設置

有識者を含む委員による構造改革等推進特別委員会を先物協会に設置し、マスコミ、弁護士会、消費者団体等広く外部との交流・情報交換を通じて、商品取引受託業に係るマイナス・イメージの要因を究明し、受託等業務の改善・改革に活かす。

具体的な活動としては、以下のとおり。

- ① 当業者等事業者の市場利用促進に係る検討(利便性の検討)
- ② 経済産業界における先物市場利用に係る認識状況の把握
- ③ 日弁連、消費者団体等との定期的な情報交換

以 上

平成20年12月19日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）に関する
意見提出について（お願い）

現在、経済産業省において産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）が提示されております。同報告書（案）についてご確認いただくとともに、ご意見等があれば提出していただきますようお願い申し上げます。

また、ご提出になりましたパブリックコメントの内容については、FAX（03-3664-5733）、e-mail（jcfia@jcfia.gr.jp）等で先物協会にもお知らせいただけると幸いです。

産構審分科会では商品先物市場政策に求められる課題として、商品先物市場の機能、事業者等にとって「使いやすい」市場を構築すること、「透明な」商品先物市場を構築すること、利用者の「トラブルのない」商品先物市場を構築すること、商品先物市場政策の基本的方向性等が議論されております。

・意見募集の締切日：平成21年1月18日（日）18時まで
※郵送での提出の場合は、同日必着

・意見提出先：経済産業省商務流通グループ商務課
「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」パブリックコメント担当宛

パブリックコメントの提出要領等については、先物協会ホームページ（新着情報：パブリックコメントについてのご案内）から経済産業省の当該ページにアクセスしてご覧になることが可能ですのでご参照ください。

以上

産業構造審議会商品取引所分科会
「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」に関する意見公募要領

平成20年12月19日
経済産業省
商務流通グループ
商務課

1. 意見募集の趣旨・背景

平成20年12月18日に開催された産業構造審議会商品取引所分科会において、「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」が提示されました。

本案について、各方面の方々から御意見をいただき、最終的な決定のための参考とさせていただきます。

つきましては、本案に対し御意見ある場合には、以下の要領にてご提出ください。

2. 意見公募対象

「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」

3. 意見募集期限

平成21年1月18日（日）18時 ※郵送の場合は同日必着

4. 意見記入要領

別紙の意見提出用紙に、会社名及び団体名、所属、氏名、会社及び団体所在地、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）、御意見を日本語で御記入下さい。

5. 意見送付方法

4. で御記入いただいた意見書を以下のいずれかの方法で送付下さい。なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、ご了承下さい。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス： shomuka1@meti.go.jp

経済産業省商務流通グループ商務課「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」パブリックコメント担当宛（電子メールの件名を、「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）に関する意見」として下さい。）

(2) FAXの場合

FAX番号：03-3501-6646

経済産業省商務流通グループ商務課「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」パブリックコメント担当宛

(3) 郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通グループ商務課「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」パブリックコメント担当宛

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(本資料のお問い合わせ先)
経済産業省商務流通グループ商務課
担当者：井ノ上
電話：03-3501-6683（直通）

別紙

経済産業省商務流通グループ商務課

「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」

パブリックコメント担当宛

「産業構造審議会商品取引所分科会報告書（案）」

氏名	(担当者名を記載)
団体	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名)
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
御意見	
<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p>	

平成 21 年 3 月 4 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

「商品取引所法の一部を改正する法律案」について（お知らせ）

昨年末に産業構造審議会商品取引所分科会がとりまとめた報告書を踏まえた商品取引所法の改正案が今通常国会に提出されることとなり、昨日(3月3日)、経済産業省のホームページ「報道発表」において関連資料が公表されましたのでお知らせいたします。

なお、当協会ホームページの「新着情報」からリンクしております。

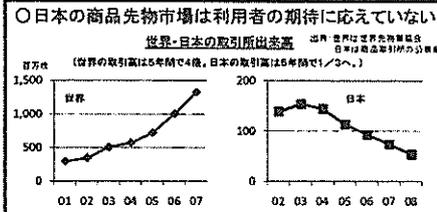
<http://www.jcfia.gr.jp/>

以上

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

- ◆ 国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築。
- ◆ これにより、「使いやすい」、「透明な」、「トラブルのない」商品先物市場を実現。
 - 「使いやすい」 …… 中小企業などの事業者が、原材料価格等を事前に確定し、資源価格乱高下による影響を回避。
 - 「透明な」 …… 市場の透明性を向上させ、相場操縦等を排した、公正な価格を形成。
 - 「トラブルのない」 …… 取引所外取引や海外先物取引に対する規制の整備等により利用者トラブルを根絶。

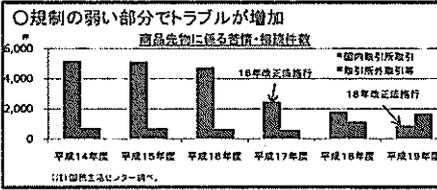
【課題】



○商品先物市場の透明性向上は国際的課題

GB北海道道新道サミット資料集(2008年7月)

14. (中略) 我々はまた、商品先物市場の透明性の向上のための各国の関連当局の努力を歓迎し、関連当局の間の更なる協力を奨励する。



【対応】

- (1)「使いやすい」商品先物市場の実現
- 商品取引所法と海外先物法を一本化し、国内外、取引所内外で隙間のない制度を構築。
 - 取引の証拠金をキャッシュレス(銀行保証での代用可)とし、事業者の負担を軽減。
 - 取引所の上場商品の品揃えを多様化。
 - 取引所議決権の保有規制を緩和し、金融商品取引所との相互乗入、内外取引所等との連携など競争力強化を実現。

- (2)「透明な」商品先物市場の実現
- 取引所外取引の実態把握を可能にするるとともに、相場操縦行為等に関する罰則を整備。
 - 海外当局と連携した相場操縦行為等の摘発を可能とするため、情報交換手続を規定。
 - 大口取引情報の営業日毎の提出など、取引所から当局への報告事項を拡充。
 - 異常な相場過熱時など緊急時における証拠金引上げ命令等の規定を整備。

- (3)「トラブルのない」商品先物市場の実現
- トラブルが多い取引所外取引、海外先物取引に、参入規制を導入し、行為規制を強化。
 - 利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつける「プロ・アマ規制」を導入。プロについては、商品先物市場のより円滑な利用を可能とし、アマについては十分な保護を実現。
 - 預かり金の保全に万全を期すため、委託者保護基金制度の機能を強化。
 - 特にトラブルの多い取引分野(取引所外取引)について不招請勧誘を禁止。

商品先物法制のイメージ

	取引所取引		取引所外取引 (店頭取引) ※注1
	国内	海外	
参入規制	許可	なし	届出 なし
行為規制	強	弱 ※注2	弱 ※注3 なし

→

	取引所取引		取引所外取引 (店頭取引)
	国内	海外	
参入規制	許可 (※注4)		
行為規制	プロ・アマ規制 (プロとアマとで規制の強弱をつける)		

※注1 現行法上、国内取引所相場を利用する取引所外取引については届出制、それ以外の取引については規制はない。
 ※注2 海先法により不実告知の禁止や書面交付義務は規定されているものの、商品取引所法のような適合性原則や不当勧誘の禁止は規定されていない。
 ※注3 書面交付義務等の一定の行為規制が規定されている。

※注4 大規模事業者のみを相手方とする取引所外取引の場合は、届出で足りることとする。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について

平成21年3月
農林水産省
経済産業省

1. 法律改正の目的

- 世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化に対応して、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下もたらす事業活動への影響を回避する必要性に直面。
- しかしながら、我が国商品取引所は事業者十分に活用されていないため、商品先物市場の使い勝手を向上させる必要がある。また、取引所における資源価格の形成が、实体经济の需給を踏まえ、不適切に行われることを防止する必要がある。
※注 事業者は、商品先物取引を利用することにより、原材料価格等を事前に確定（先物価格）し、資源価格の変動による収益のブレを回避することができる。（必要があれば、取引所から現物を先物価格で購入、売却することも可能）
- 一方、商品先物市場のイメージを大きく損なっている利用者トラブルは、国内取引所の取引では減少する一方で、「ロコ・ロンドンまがい取引」など規制の隙間（取引所外、海外先物取引）では急増している。
- こうした状況に対処するため、国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。

2. 法律の概要

（1）「使いやすい」商品先物市場の実現

- 商品取引所法と海外先物法を一本化し、国内外、取引所内外で隙間のない制度を構築する。
※法律の名称を「商品先物取引法」に変更。

- 取引所における商品先物取引に必要な証拠金をキャッシュレス（銀行保証での代用可）とし、事業者の負担を軽減する。
- 取引所の上場商品の品揃えの多様化を図る。
- 取引所議決権の保有規制を緩和し、金融商品取引所との相互乗入、内外取引所等との連携など競争力強化を実現する。

（2）「透明な」商品先物市場の実現

- 取引所外取引の実態把握を可能にするるとともに、取引所外の取引を利用した相場操縦行為など相場操縦に関する罰則を整備する。
- 海外当局と連携した相場操縦行為等の摘発を可能とするため、情報交換手続を整備する。
- 大口取引情報の営業日毎の提出等、取引所から当局への報告事項を拡充することによって、当局による市場監視を強化する。
- 实体经济の需給とかけ離れた異常な相場過熱時などの緊急時において当局による証拠金引上げ命令等を行うための規定を整備する。

（3）「トラブルのない」商品先物市場の実現

- トラブルが多い取引所外取引、海外先物取引に、参入規制（許可制）を導入し、行為規制を強化する。
※注 大規模業者のみを顧客として店頭先物取引を行う業者については許可制ではなく、届出制とする。
- 利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつける「プロ・アマ規制」を導入する。プロについては、商品先物市場のより円滑な利用を可能とし、アマについては十分な保護を実現する。
- 業者が顧客から預託を受けた預かり金の保全に万全を期すため、委託者保護基金制度の機能を強化する。
- 特にトラブルの多い取引分野（ロコ・ロンドンまがい取引に代表される取引所外取引）について不招請勧誘を禁止する。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の変更

商品取引所法の題名を「商品先物取引法」に改めること。

第二 目的の変更

この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とすること。

(第一条関係)

- 1 -

第三 定義の変更

一 先物取引の定義等の変更

1 「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいうものとする。

(第二条関係)

2 「先物取引」として、従来の先物取引に加え、商品市場において行われる、当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引等を追加すること。

(第二条関係)

二 商品市場の定義等の変更

1 「商品取引所持株式会社」とは、株式会社商品取引所を子会社とする株式会社であつて、主務大臣の認可を受けて設立され、又は主務大臣の認可を受けているものをいうものとする。

(第二条関係)

2 「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいうものとし、「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行う取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいうものとする。

(第二条関係)

3 「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる、将来の一

- 2 -

定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、差金の授受によつて決済することができるとするものとする。

(第二条関係)

三 商品先物取引業等に係る定義の整備

1 「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」とし、外国商品市場取引の委託を受ける行為、店頭商品デリバティブ取引を行う行為等を追加すること。

(第二条関係)

2 「商品取引員」を「商品先物取引業者」とし、商品先物取引業を行うことについて主務大臣の許可を受けた者をいうものとする。

(第二条関係)

3 「商品先物取引仲介業」は、商品先物取引業者の委託を受けて商品市場における取引の委託の媒介等を業として行うことをいうものとする。

(第二条関係)

第四 商品取引所

一 業務

1 商品取引所は、主務大臣の認可を受けた場合には、商品市場開設業務に関連する業務、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務、金融商品市場の開設の業務（株式会社商品取引所が行う場合に

限る。）又は金融商品債務引受業等を行うことができるものとする。

(第三条、第五十九条関係)

2 商品取引所は、主務大臣の認可を受けた場合には、商品市場開設業務に関連する業務、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務又は取引所金融商品市場の開設の業務等を行う会社を子会社とすることができるものとする。

(第三条の二、第五十九条関係)

3 商品取引所は、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならないものとする。

(第五条の二関係)

4 商品取引所は、上場商品又は上場商品指数の範囲の変更が行われる期間を定めることができるものとする。

(第十一条、第二百二条、第二百五十五条及び第五十六条関係)

5 株式会社商品取引所の定款記載事項について、自主規制委員会を設置する場合にあつてはその旨を記載しなければならないものとするほか、一部事項の見直しを行うこと。

(第八十一条関係)

6 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができるものとする。

(第八十二条関係)

7 商品取引所は、業務規程において上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類に関する細則を定めなければならないものとする。 (第百二条関係)

8 商品取引所は、商品市場における取引について、会員等が預託すべき取引証拠金の預託を猶予することができるとなる場合を追加すること。 (第百三条関係)

9 商品取引所の業務規程の軽微な変更であつて主務省令で定めるものについては、主務大臣の認可を要しないものとする。 (第百五十六条関係)

10 株式会社商品取引所が取引所金融商品市場を開設している場合における商品取引所の子会社について、所要の規定の整備を行うこと。 (第八十一条の二、第三百五十四条の二関係)

二 株式会社商品取引所の議決権に係る規定の整備

1 株式会社商品取引所の議決権について、商品取引所、商品取引所持株会社等が取得し、又は保有する場合を除き、何人も、総株主の対象議決権の百分の二十(以下「保有基準割合」という。)以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。 (第八十六条関係)

2 株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有す

ることとなつた者は、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。

(第八十六条から第八十六条の三まで関係)

三 自主規制委員会に係る規定の整備

株式会社商品取引所は、定款の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができるものとし、自主規制委員会の権限及び組織、自主規制委員の任期及び解職等について所要の規定の整備を行うこと。

(第九十六条の二から第九十六条の十八まで関係)

四 株式会社商品取引所の主要株主

地方公共団体その他の政令で定める者は、主務大臣の認可を受けて、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができるものとする。

(第九十六条の十九から第九十六条の二十四まで関係)

五 商品取引所持株会社に係る規定の整備

1 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、その者が商品取引所、金融商品取引所等である場合を除き、あらかじめ、主務

大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第九十六条の二十五関係)

2 商品取引所持株式の議決権について、商品取引所又は金融商品取引所が取得し、又は保有する場合を除き、何人も、総株主の議決権の百分の二十以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

(第九十六条の二十八関係)

3 商品取引所持株式の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなった者は、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。

(第九十六条の二十八から第九十六条の三十まで関係)

4 地方公共団体その他政令で定める者は、主務大臣の認可を受けて、商品取引所持株式の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができるものとする。

(第九十六条の三十一から第九十六条の三十五まで関係)

5 その他商品取引所持株式の業務及び子会社の範囲、認可の取消し、主務大臣による監督等について、所要の規定の整備を行うこと。

(第九十六条の三十六から第九十六条の四十三まで関係)

第五 商品市場における取引の公正の確保

一 商品取引所は、その開設する商品市場において、一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに一定の数量を超えている等の場合には、当該会員の名称等を主務大臣に報告しなければならないものとする。

(第一百十二条関係)

二 何人も、商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で上場商品構成物品等の売買その他の取引をしてはならないものとする。

(第一百十六条関係)

三 主務大臣は、一定の場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、商品取引所又は商品取引清算機関に対して、取引証拠金の額の変更等を命ずることができるものとする。

(第一百八条関係)

第六 商品取引清算機関の業務の追加

一 商品取引清算機関は、清算参加者を相手方として店頭商品デリバティブ取引に基づく債務の引受けを行う業務を営むことができるものとする。

(第七十条、第七十五条及び第八十一条関係)

二 商品取引清算機関は、主務大臣の承認を受けて、金融商品債務引受業等を営むことができるものとする。

ること。

(第百七十条、第百七十五条及び第百八十一条関係)

第七 商品先物取引業者に係る規定の整備

一 許可等

商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ行うことができないものとし、許可の申請、許可の基準、兼業業務の届出、廃業の届出等の所要の規定の整備を行うこと。

(第百九十条から百九十七条の二まで関係)

二 特定委託者及び特定当業者等に係る規定の整備

1 商品市場における取引に係る専門的知識及び経験を有する者等(以下「特定委託者」という。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者及び特定当業者(商品デリバティブ取引に係る取引の対象商品のすべてについて売買等を業として行っている法人をいう。以下同じ。)(以外の顧客(以下「一般顧客」という。))として取り扱うよう申し出ることができるものとし、所要の規定の整備を行うこと。

(第百九十七条の四関係)

2 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者から受けた場合には、当該申出ができる

旨を当該特定委託者に告知しなければならないものとする。

(第百九十七条の三関係)

3 法人及び一定の要件に該当する個人は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができるものとする。

(第百九十七条の五、第百九十七条の六関係)

4 特定当業者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができるものとする。

(第百九十七条の八関係)

5 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定当業者から受けた場合には、当該申出ができる旨を当該特定委託者に告知しなければならないものとする。

(第百九十七条の七関係)

6 特定委託者及び特定当業者以外の法人であって一定の要件を満たすものは、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定当業者として取り扱うよう申し出ることができるものとする。

(第百九十七条の九関係)

7 特定委託者又は特定当業者を勧誘の相手方とする場合等には、この法律に定める規定の一部は適用しないものとする。

(第二百二十条の四関係)

三 業務

1 商品先物取引業者は、その役員又は使用人であつて、その商品先物取引業者のために商品市場における取引の委託の勧誘等を行うものについて、主務大臣の登録を受けなければならないものとし、登録拒否事由、登録手続等について所要の規定の整備を行うこと。

(第二百条から第二百八条まで関係)

2 商品先物取引業者は、商品取引契約のうち委託者の保護を図ることが特に必要なものについて、その締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて勧誘してはならないものとする等、商品先物取引業に対する規制について、所要の規定の整備を行うこと。

(第二百九条から第二百二十四条まで関係)

四 合併、分割及び事業の譲渡

1 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併又は分割の場合において、主務大臣の認可を受けたときは、商品先物取引業を承継した法人は、商品先物取引業者の地位を承継するものとする。

(第二百二十五条関係)

2 商品先物取引業者が商品先物取引業の全部又は一部を譲り渡す場合において、譲渡人及び譲受人が主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、商品先物取引業者の地位を承継するものとする。

(第二百二十八条関係)

五 商品先物取引業者に対する主務大臣の監督について、所要の規定の整備を行うこと。

(第二百三十一条から第二百四十条まで関係)

第八 商品先物取引仲介業者に係る規定の整備

一 主務大臣の登録を受けた者は、商品先物取引仲介業を行うことができるものとし、商品先物取引仲介業者は、金銭等の預託を受けてはならないものとする等、所要の規定の整備を行うこと。

(第二百四十条の二から第二百四十条の二十五まで関係)

二 商品先物取引仲介業者に委託を行う商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負うものとする。

(第二百四十条の二十六関係)

第九 商品先物取引協会に係る規定の整備

一 商品先物取引協会について、その定款に商品デリバティブ取引等に関する商品先物取引業者や商品先物取引仲介業者と顧客との紛争についてのあっせん及び調停等の事項を記載しなければならないものとする等、所要の整備を行うこと。(第二百四十一条、第二百四十五条から第二百四十八条まで関係)

二 商品先物取引協会の協会員は、商品先物取引業者に限るものとし、制裁規程について、協会員が委託を行った商品先物取引仲介業者の法令違反行為を制裁の要件として追加すること。(第二百五十一条、第二百五十三条関係)

三 商品先物取引協会による苦情の解決、主務大臣の商品先物取引協会に対する監督について、所要の規定の整備を行うこと。(第二百五十九条から第二百六十五条まで関係)

第十 委託者保護基金

一 委託者保護基金は、一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もって商品市場に対する信頼性を維持することを目的とするものとする。

(第二百六十九条から第二百七十四条まで関係)

二 委託者保護基金の会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限るものとする。

(第二百七十五条関係)

三 商品先物取引業者は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならないものとし、加入の手續、脱退等について所要の規定の整備を行うこと。

(第二百七十六条、第二百七十七条関係)

四 委託者保護基金を設立するには、その会員にならうとする二十以上の商品先物取引業者が発起人とならなければならないものとし、設立手續、主務大臣に対する認可の申請、主務大臣の認可の基準、登記等について所要の規定を整備すること。(第二百七十八条から第二百八十二条まで関係)

五 委託者保護基金の定款の変更について、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとするほか、定款、役員を選任、総会の決議事項、職員等の地位等について、所要の規定の見直しを行うこと。(第二百八十三条から第二百九十九条まで関係)

六 委託者保護基金は、一般委託者に対する支払等の業務を行うこととするほか、業務規程の記載事項等について、所要の規定の見直しを行うこと。(第三百条から第三百十条まで関係)

七 商品先物取引業者は、その所屬する委託者保護基金に対し、負担金を納付しなければならないものと

するほか、委託者保護基金の財務及び会計に関する規定について、所要の規定の見直しを行うこと。

(第三百十三条から第三百二十一条まで関係)

八 委託者保護基金の解散及び委託者保護基金に対する主務大臣による監督について、所要の規定の整備を行うこと。
(第三百二十二条から第三百二十七条まで関係)

第十一 雑則

一 商品市場における取引によらないで行う、商品市場における相場を利用した差金の授受を目的とする行為について、商品先物取引業者等を相手方として行う場合は、禁止の対象外とすること。

(第三百二十九条関係)

二 特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者について、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとするほか、主務大臣による監督等の規定を整備すること。

(第三百四十九条関係)

三 主務大臣は、外国の商品先物取引規制当局から、行政上の調査に関し、協力の要請があった場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該外国にある者を相手方として商品デリバティブ

取引を行う者等に対して、参考となるべき報告等を命ずることが出来るものとする。

(第三百四十九条の二関係)

四 主務大臣に関する規定の整備を行うこと。

(第三百五十四条関係)

五 主務大臣は、取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株会社に係る認可の取消し等の一定の処分をする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に通知するものとする。

(第三百五十四条の二関係)

第十二 罰則

所要の罰則規定の整備を行うこと。

(第八章関係)

第十三 附則

この法律の施行期日及びこの法律の施行に伴う所要の規定について定めること。

(附則)